会則

2003年12月5日一部改正 2007年10月1日一部改正 2009年1月1日一部改正 2014年12月9日一部改正 2016年12月8日一部改正 2018年12月7日一部改正 2019年11月29日一部改正

第1条

本会は炭素材料学会(The Carbon Society of Japan)と称する。

第2条

本会は炭素材料に関連した科学ならびに技術の進歩を図り、あわせてその知識を普及に資することを目的とする。

第3条

本会は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (イ)年会, 討論会, 講演会等の学術的会合の開催
- (ロ)機関誌「炭素」その他の出版物の刊行
- (ハ)その他本会の目的達成に必須な事項

第4条

本会の会計は会費、寄付金およびその他の収入によって、これを支弁する。会計年度は 1月 1日より 12月 31日までとする。

第5条

本会の収支決算および予算は評議員会の議を経て総会で承認されねばならない。

第6条

- 1. 本会の会員は正会員, 名誉会員, 学生会員, 賛助会員とする。
- 2. 正会員は本会の目的に賛同する個人とし、名誉会員は炭素材料学の発展について顕著な貢献が認められ、運営委員会で推薦された者とし、学生会員は大学、高等専門学校またはこれに準ずる学校に在学し、本会の目的に賛同する学生とする。
- 3. 賛助会員は本会の事業に協力しようとする法人、その他の団体または個人とする。
- 4. 本会の会員は別に定める会費を納入し機関誌の配布を受ける。正会員, 学生会員および賛助会員は本会の催す各種の事業に優先的に参加することができる。
- 5. 本会に入会するときは、運営委員会の承認を得なければならない。
- 6. 本会を退会するときは、文書をもって申し出ることとする。ただし文書が到達した日を含む会計年度までの会費は納入しなければならない。
- 7. 会計年度末から満1カ年を経過しても会費を納入しないものは退会とみなす。ただし未納会費は納入しなければならない。
- 8. 会員が本会の名誉を毀損したとき、その他本会の目的に反する行為があったとき、評議員会は議決によって除名することができる。

第7条

本会に次の役員を置く。

(1)会長 1 名 (2)顧問 若干名 (3)評議員 20 名以上 (4)運営委員 若干名 (5)編集委員 若干名 (6)会計監査 2 名

第8条

- 1. 会長は本会を代表し、会務を総理する。会長は総会において選任する。
- 2. 顧問は本会の運営に関して会長の諮問に応じ、必要な助言をおこなう。顧問は永年本

会の会員として功績の顕著であったものを総会において推薦し、会長が委嘱する。

- 3. 評議員は評議員会を構成し、本会の運営の基本方針を審議、決定する。評議員会は会長が招集し、出席評議員の過半数をもって議決する。
- 4. 運営委員は運営委員会を構成し、本会の運営ならびに事業についての企画、実施にあたる。運営委員会に互選により委員長および企画、会計、庶務、編集の各担当委員を置く。
- 5. 編集委員は編集委員会を構成し、機関誌「炭素」の編集、刊行にあたる。編集委員長は編集担当の運営委員が兼ねる。
- 6. 会計監査は本会の会計を監督し、決算を監査する。

第9条

評議員および会計監査は会長が顧問ならびに前任評議員会にはかって総会に推薦し,総会において選任する。運営委員は評議員会において,正会員の中から選出し,会長が委嘱する。編集委員は運営委員会が正会員中より選任し、委嘱する。

第10条

役員の任期は2ヶ年とする。ただし重任を妨げない。

第11条

総会は正会員、名誉会員および学生会員(本条に限り以下正会員と呼ぶ)をもって組織し、毎年1回開催する。総会は会長が招集し、正会員の1/10の出席をもって成立する。ただし、委任状または書面で意志を表示した正会員は出席正会員とみなす。総会の議事は出席正会員の過半数をもって決定し、可否同数の場合は議長が決定する。

第12条

会長が必要と認めたとき,評議員会が決議したとき,または 1/20 以上の正会員が会議の 目的である事項を示して請求したときに臨時総会を開催する。

第13条

本会則の改正は総会において決定する。

付則

本会則は昭和57年1月1日より施行する。

細則

1. 本会の事務局を下記に置く。

〒162-0801 東京都新宿区山吹町 358-5 アカデミーセンター

2. 本会の会員会費は次の通りとする。

正会員 年額 9,000 円(ただし、会費対象年の1月1日現在で満65歳以上である場合は、年額5,000円

とする)

学生会員 年額 4,000 円

替助会員 年額 60.000 円(1 口以上)

名誉会員の会費は免除とする。

3. 外国在住の会員については、細則2の会費以外に配布に必要な経費を徴収する。